

北朝鮮からの輸入禁止措置等の継続について

平成20年10月10日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易管理課

平成20年10月10日の閣議決定に基づき、平成18年10月14日より実施している外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を継続することといたしました。

つきましては、引き続き、下記の事項に十分御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 外為法に基づく措置について

経済産業省としては、外為法に基づき、引き続き、以下の措置を講ずることとします。

- (1) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課することにより、輸入を禁止する。
- (2) 上記措置に万全を期すため、次の取引等を禁止する。
 - ① 原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）
 - ② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入貨物代金の支払

2. 規制実施前に交付された輸入承認証の取扱いについて

今般の輸入禁止措置実施前（平成18年10月13日以前）に輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）の規定に基づき承認を受けた輸入承認証については、対北朝鮮経済制裁とは別の観点から与えられたものであるため、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物を輸入する場合には、改めて輸入令第4条第1項第2号の輸入の承認を受けていただく必要があります。

3. その他

今般の措置の対象となる輸入等に係る支払は、外為法第17条の規定による銀行等の確認義務の対象となっており、別紙のとおり財務省から銀行等に対し周知徹底を要請しているところです。つきましては、銀行等から確認義務の対象となる取引に係る支払であるか否かの確認を求められた際には、御協力願います。

以上

報道発表

平成20年10月10日
財 務 省

外国為替及び外国貿易法に基づく銀行等の確認義務(北朝鮮に係る対応措置
関連)の周知徹底を要請しました

財務省は、本日の閣議決定「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づく措置を受けて、平成20年10月10日付で、関係金融機関の代表者宛に外国為替及び外国貿易法第17条の規定による銀行等の確認義務について周知徹底を要請しました。

(参考1)本日の閣議決定に基づく措置の内容

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引を、外国為替及び外国貿易法第52条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けるべきものとして指定する措置の平成21年4月13日までの6か月間延長。

(参考2)銀行等の確認義務

外国為替及び外国貿易法は、対外取引の終局段階である支払等が専ら銀行等を通じて行われることから、銀行等に対して、顧客と支払等に係る為替取引を行うに当たり、当該顧客が外国為替及び外国貿易法上の許可等を受けていることを確認する義務を課している。

連絡・問い合わせ先
財務省国際局調査課
外国為替室
TEL 03-3581-4111 内線 2862、5289